

水道施設の技術的基準

○薬品等の基準 (41項目)

項目名	基準値
1 カドミウム及びその化合物	0.001mg / L以下
2 水銀及びその化合物	0.00005mg / L以下
3 セレン及びその化合物	0.001mg / L以下
4 鉛及びその化合物	0.001mg / L以下
5 ヒ素及びその化合物	0.001mg / L以下
6 六価クロム化合物	0.005mg / L以下
7 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001mg / L以下
8 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg / L以下
9 ホウ素及びその化合物	0.1mg / L以下
10 四塩化炭素	0.0002mg / L以下
11 1,4-ジオキサン	0.005mg / L以下
12 1,2-ジクロロエタン	0.0004mg / L以下
13 1,1-ジクロロエチレン	0.002mg / L以下
14 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg / L以下
15 ジクロロメタン	0.002mg / L以下
16 テトラクロロエチレン	0.001mg / L以下
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg / L以下
18 トリクロロエチレン	0.003mg / L以下
19 ベンゼン	0.001mg / L以下
20 臭素酸	0.005mg / L以下
21 亜鉛及びその化合物	0.1mg / L以下
22 鉄及びその化合物	0.03mg / L以下
23 銅及びその化合物	0.1mg / L以下
24 マンガン及びその化合物	0.005mg / L以下

○資機材等の浸出液に係る基準 (46項目)

項目名	基準値
1 カドミウム及びその化合物	0.001mg / L以下
2 水銀及びその化合物	0.00005mg / L以下
3 セレン及びその化合物	0.001mg / L以下
4 鉛及びその化合物	0.001mg / L以下
5 ヒ素及びその化合物	0.001mg / L以下
6 六価クロム化合物	0.005mg / L以下
7 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001mg / L以下
8 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg / L以下
9 フッ素及びその化合物	0.08mg / L以下
10 ホウ素及びその化合物	0.1mg / L以下
11 四塩化炭素	0.0002mg / L以下
12 1,4-ジオキサン	0.005mg / L以下
13 1,2-ジクロロエタン	0.0004mg / L以下
14 1,1-ジクロロエチレン	0.002mg / L以下
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg / L以下
16 ジクロロメタン	0.002mg / L以下
17 テトラクロロエチレン	0.001mg / L以下
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg / L以下
19 トリクロロエチレン	0.003mg / L以下
20 ベンゼン	0.001mg / L以下
21 ホルムアルデヒド	0.008mg / L以下
22 亜鉛及びその化合物	0.1mg / L以下
23 アルミニウム及びその化合物	0.02mg / L以下
24 鉄及びその化合物	0.03mg / L以下

25 陰イオン界面活性剤	0.02mg / L以下
26 非イオン界面活性剤	0.005mg / L以下
27 フェノール類 ^{*1}	0.0005mg / L以下
28 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	0.5mg / L以下
29 味	異常でないこと
30 臭気	異常でないこと
31 色度	0.5度以下
32 ニッケル及びその化合物	0.001mg / L以下
33 アンチモン及びその化合物	0.0015mg / L以下
34 モリブデン及びその化合物	0.007mg / L以下
35 ウラン及びその化合物	0.0002mg / L以下
36 バリウム及びその化合物	0.07mg / L以下
37 銀及びその化合物	0.01mg / L以下
38 アクリルアミド	0.00005mg / L以下
39 二酸化塩素	0.6mg / L以下
40 亜塩素酸	0.6mg / L以下
41 塩素酸	0.6mg / L以下

25 銅及びその化合物	0.1mg / L以下
26 ナトリウム及びその化合物	20mg / L以下
27 マンガン及びその化合物	0.005mg / L以下
28 塩化物イオン	20mg / L以下
29 蒸発残留物	50mg / L以下
30 陰イオン界面活性剤	0.02mg / L以下
31 非イオン界面活性剤	0.005mg / L以下
32 フェノール類 ^{*2}	0.0005mg / L以下
33 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	0.5mg / L以下
34 味	異常でないこと
35 臭気	異常でないこと
36 色度	0.5度以下
37 濁度	0.2度以下
38 エピクロロヒドリン	0.01mg / L以下
39 アミン類 ^{*3}	0.01mg / L以下
40 2,4-トルエンジアミン	0.002mg / L以下
41 2,6-トルエンジアミン	0.001mg / L以下
42 酢酸ビニル	0.01mg / L以下
43 スチレン	0.002mg / L以下
44 1,2-ブタジエン	0.001mg / L以下
45 1,3-ブタジエン	0.001mg / L以下
46 N,N-ジメチルアニリン	0.01mg / L以下

1フェノールの量に換算した数値。

2フェノールの量に換算した数値とし、パッキンを除く部品又は材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している資機材等については、当分の間、基準値は0.005mg / L以下とする。

3トリエチレンテトラミンとして0.01mg/L以下であること。